

山口県都市計画審議会会長 様

山口市長 伊藤 和貴

山口都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

山口都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 1 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|--|
| (1) 地 名 地 番 | 山口県山口市下小鯖字先山田 1274-1、1276-1、1278-1、字下遊ヶ原 10398-1、字上田 1286-2、外 20 筆 |
| (2) 用 途 地 域 | 工業地域 |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 2 2 条区域 |

- 2 設 置 者 山口県山口市下小鯖 10363 番地の 7 タムラエンバイロ株式会社 代表取締役 肥後 和男
- 3 用 途 産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 1 2, 1 9 9. 5 2 m²
- 5 建築面積 2, 4 6 2. 8 1 m²
- 6 延べ面積 2, 4 1 8. 8 6 m²
- 7 建物概要 鉄骨造平家建 1 棟、鉄骨造 2 階建 1 棟
- 8 処理能力 破砕処理施設： 木くず 2 2 2. 1 t/日
- 9 周囲の状況

当該敷地は、JR 山口線山口駅から東側に直線距離で約 4. 5 キロメートル、中国自動車道の山口インターチェンジから北西側に約 1. 0 キロメートルの距離に位置し、面貌山の麓に開発造成された区画で、その周囲は工場等の建物が立ち並ぶ場所です。

10 諮問の理由

当該施設の設置者は、平成 1 6 年に会社を設立し、木くず、廃プラスチック類を破砕処理する産業廃棄物処理施設として同年に事業を開始しました。

その後、破砕機の老朽化により令和 3 年度に廃プラスチック類の破砕機の入替を行ったことにより、建築基準法施行令第 1 3 0 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号チで定める処理能力を超えたため同法第 5 1 条ただし書許可を取得しました。

この度は、再資源化事業を拡大する計画で、新たな敷地の取得及び可搬式の破砕機を増設することにより、増設後の木くずの処理能力が建築基準法施行令第 1 3 0 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号ヌで定める処理能力を超えるため、また、この施設は、建築基準法第 5 1 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでないことから、同条ただし書の規定を適用しようとするものです。